

特定非営利活動法人 日本スパ振興協会 定款(抜粋)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本スパ振興協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都練馬区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、心身の健康維持・回復・増進を図る予防医学的サービスを総合的に総称する「スパ」に関する分野において、スパサービス提供者の水準を高める指導・啓蒙活動並びに不特定多数の市民に対する情報提供及び安全で効果的な利用方法や、スパに関する知識の普及を図るなど、市民が安心して利用出来る環境づくりを実現し、公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 消費者の保護を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業
 - ① 情報提供及びスパの活用に係わる事業
 - 1 市民広報普及事業
スパによる予防医学的効果と心身の健康維持・回復・増進効果など、スパに関する正しい知識と利用方法を伝える市民広報普及事業。
 - 2 消費者保護事業
スパ利用相談などによる情報提供・苦情処理などによる消費者保護事業。
 - 3 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
スパに関する学術的基礎データ及び応用データの整備を行い、保健・医療・福祉並びに健康増進施設などの分野で、スパの活用を促進する事業。
 - 4 まちづくり支援事業
市民主導の新しいまちづくり事業などに対し、スパを活用した温泉や温浴施設の提供及び支援事業。
 - 5 学術・文化振興事業

スパと健康に関する学術分野の振興事業。スパの活用と普及による、新しいスパ文化の振興事業。

-6 国際協力事業

海外のスパ関連学会及びスパ事業者との情報交換及びセミナー開催などの国際協力事業。

②スパサービス提供者の水準を高める事業

-1 スパ従事者の資格認定制度制定事業。

スパサービスの質を向上するための、スパサービス従事者資格認定制度を制定する事業。

-2 スパ従事者の人材育成支援事業。

スパサービス従事者資格認定制度に基づく人材育成事業。

-3 スパサービス提供者の資格認定制度制定事業。

スパ利用者の視点から見た、スパの施設とサービスの質に関する資格認定制度を制定する事業。

-4 スパ施設の安全基準の制定事業。

市民が安心して利用できるスパ施設の安全基準を制定する事業。

(2) その他の活動

-1 出版事業

2. 前項、第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進する個人及び団体。

(2) アカデミー会員

この法人の目的に賛同し、スパを学術的に補佐・指導する者及び学生・研修生で、この法人の活動及び事業を推進する個人。

(3) 削除

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 入会を希望する者は、協会所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。理事会は正当な理由がない限り、その者の入会を認めなければならない。

(1) アカデミー会員を希望する者は、入会申込書に学術関係者又は学生証など身分を証明する書類を添付しなければならない。

3. 理事会は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、その理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けの提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である法人・団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事・理事長が別に定める退会届けを代表理事・理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することが出来る。

この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が納入した会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第5章 総会

(構成と種別)

第20条 この法人の総会は、定時総会と臨時総会の2種類とし、社員をもって構成する。

(機能)

第21条 総会は、この法人の運営に関する次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項(3)の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び2号の規定によって請求があったときは、その日から3

- 0日以内に、臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、社員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 但し、議事が緊急を要するもので、出席した会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りでない。
2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数を以って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第27条 社員の表決権は平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。
 3. 前項の規定により表決した社員は、第25条・第26条第2項・第28条第1項第2号及び第48条の適用については、出席したものとみなす。
 4. 総会に議決については、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 社員総数、出席者数(書面表決者又は表決委任者が有る場合にあっては、その数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。